

第七十三回 貴族院 有價證券引受業法案特別委員會議事速記録第一號

付託議案

有價證券引受業法案

委員氏名

委員長 子爵三室戸敬光君
副委員長 男爵高崎 弓彦君

侯爵淺野 長之君
子爵梅園 篤彦君

男爵沖 貞男君
久保市三郎君

油井 德藏君
宇野 勇作君
野村 德七君

昭和十三年三月八日(火曜日)午前十時九
分開會

○委員長(子爵三室戸敬光君) 是ヨリ有價

證券引受業法案ノ會議ヲ開キマス、先づ政
府委員ノ本案提出ノ御説明ヲ願ヒタウゴザ
イマス

○政府委員(入間野武雄君) 有價證券引受

業法案ノ概略ニ付キマシテ御説明ヲ申上ゲ
マス、本法案ノ目的ニ付キマシテハ、昨日
本會議ニ於テ御説明申上ダマシタ通リ、所
謂證券引受業者ノ起債市場ニ於ケル地位ノ
重要性ニ顧ミマシテ、其ノ業務ノ全體ニ付

監督ヲ爲シ、其ノ堅實ナル發達ヲ期セムト
スルモノニアリマス、而シテ此ノ目的ヲ達

目ハ是デ散會ヲ致シマス
午前十時十二分散會

出席者左ノ如シ

委員長 子爵三室戸敬光君
副委員長 男爵高崎 弓彦君

子爵梅園 篤彦君
油井 德藏君

男爵沖 貞男君
久保市三郎君

宇野 勇作君
野村 德七君

政府委員

大藏省銀行局長 入間野武雄君

社ノ合併ニ付キマシテハ認可ヲ受ケシムル
コトトシ、其ノ外報告、検査等ニ關スル監
督ノ規定ヲ設ケマシテ、又銀行、信託業者
ナドモ有價證券引受業ヲ營ンデ居リマスル
ガ、是等ニ付キマシテハソレヽ從來ヨリ

監督法規ガアリ、相當ニ監督ヲ致シテ居リ
マスルノデ、之ヲ本法ノ適用範圍ヨリ除外
スルコト致シタノニアリマス、何卒御審
議ノ上御協贊アラムコトヲ希望致シマス

○久保市三郎君 本日ハ此ノ程度ニ於テ
ツ明日ニ延會ヲ致シテ戴キタウゴザイマス

○委員長(子爵三室戸敬光君) 御諸リ致シ
マスガ、只今御意見ガ出マシタガ御異議ゴ
ザイマセスカ

貴族院有價證券引受業法案特別
委員會議事速記録第一號正誤

頁 段 行 誤
一一 二 二〇 取引所 正
取引員

昭和十三年三月八日印刷

昭和十三年三月九日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局